

とくしまマラソン 3月24日(日) 迂回にご協力をお願いします

交通規制のお知らせ 全体図

※交通規制の拡大図は裏面をご覧ください
※規制時間は状況により変更することがあります

交通規制中はマラソンコースへの進入・横断はできませんのでご注意ください!!

交通規制によりバスの運休、タイヤの変更・遅れなどが予想されます。
ご理解・ご協力よろしくお願いします。



お問い合わせ先 **とくしまマラソン実行委員会事務局 TEL.088-621-2150**
 ●ホームページ <https://www.tokushima-marathon.jp>
 ●メール hashiru_ahoo@circus.oon.ne.jp
 徳島市万代町1丁目1(平日10:00~17:00) FAX.088-621-2837



第92回 上唇小帯って？

おしえて!! 歯医者さん

質問 この前、子どもの幼稚園の健診で「上唇小帯」にチェックが入っていました。何のことでしょうか？

回答 「上唇小帯」とは、上唇をめくると真ん中にある歯ぐきと唇をつないでいる細いスジのことです。これが上の前歯の中央の歯と歯の間に入り込んでいるように長かったり、太かったりすると、前歯がすきっ歯になり、歯並びが悪くなります。

特に気を付けることとしては、保護者の方の仕上げ磨きの時、歯ブラシを持つ反対の手の人さし指で上唇小帯を保護して、歯ブラシが当たらないようにし、磨いてあげてください。むやみに歯ブラシを動かすと傷をつけてしまい、お子さんが仕上げ磨きを嫌がってしまいます。

乳幼児の場合は、成長とともに顎も成長し、上唇小帯の位置も上に移動していく場合もあるため、経過観察をする場合が多いです。しばらく経過観察をしても変わらない場合は、上唇小帯を切除して、短くする手術があります。術後、歯並びに対し

学校健診で指摘があった場合は、かかりつけの歯科医院で相談の上、定期的に経過観察をし、適切な時期に、適切な処置を受けてください。

【吉野川市歯科医師会】
お口の質問を募集しています。下記までメールまたはFAXでお寄せください。

●お口の質問について(窓口)●
市長公室 FAX 22-2244 メールアドレス m-koushitsu@yoshinogawa.i-tokushima.jp

「生活不活発病」予防のポイント
家庭・地域・社会で楽しみや役割をもちましょ

廃棄物の野外焼却は法律で禁止されています!

廃棄物の野外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2」で一部の例外を除き**禁止されています**。これは焼却が有害物質の発生要因となることに加え、ばい煙や悪臭によって「洗濯物に臭いがつく」、「悪臭で頭痛がする」など周囲の生活環境や健康に被害を及ぼすためです。



ごみ分別ガイドブック
二次元コード 
吉野川市
ごみ分別ガイドブック

ごみや不要なものを野外で焼却すると、**罰則（5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方、法人の場合は最高3億円の罰金）**が課せられます。

ごみの処分は「**吉野川市ごみ分別ガイドブック**」に従って、適切な処理を行ってください。剪定した木の枝や草も、焼却せずに収集日に出してください。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条」では**生活環境に支障のない範囲**で以下のような例外が認められています。

- ◎風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
(例) 不要になったしめ縄の焼却など
ただし、材料にビニールやプラスチック製のものがありますので分別が必要です。
- ◎農業・林業または漁業を営むためにやむを得ないとして行われる焼却
(例) 病害虫防除を目的とした「しば焼き」や稲わらなどの焼却など
- ◎たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの
(例) 庭先での小規模な落ち葉のたき火など

野焼き禁止の例外規定とされた行為であっても、**生活環境上支障を与え、苦情などがある場合は、改善命令や行政指導の対象となります。**

消防署からのお願い
野焼きによる火災が多発しています! 「野焼きは火災と隣り合わせ」ということを十分に認識し、火災の発生防止に努めてください。
※緊急の場合は110番、119番までご連絡ください。
※焼却炉やドラム缶などを用いた廃棄物の焼却も禁止されています。

●問い合わせ **環境企画課 ☎22-2230 FAX22-2247**
徳島中央広域連合消防本部消防課
☎26-1191 FAX24-9918

「生活不活発病」予防のポイント
毎日の生活の中で活発に動くようにしましょ